

令和5年11月30日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和5年12月～令和6年2月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和5年12月中旬～令和6年2月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も蔓延している状況にありますが、当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

なお、11月28日に開催予定であった、「高齢者安全対策研修」は、急遽の開催中止となり関係者の皆様方には大変なご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。

高齢者の労働災害防止対策は、第14次労働災害計画においても、重点課題に位置づけられており、今後このようなことのないように努めていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

12月13日（水）

労務管理講座（労働関係法規にかかる基礎講座）

10月実施予定の講習会が12月にずれ込んだものです。これに伴い、来年4月からの法改正等について詳細な説明が出来ます。また、労働基準法に基づく適切な労務管理等について学んでいきます。

初めての方だけでなく中小企業の経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。

関係法令だけでなく、雇用の現場で起こりやすい労使トラブルやハラスメントなどの具体的な対応事例等を含めてご説明します。

若干の空きがあります。

12月14日（木）～15日（金）

有機溶剤作業主任者講習

若干の空きがあります。

12月19日（火）～20日（水）

安全管理者選任時研修

人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

若干の空きがあります。

1月10日（水）～11日（木）

化学物質管理者専門的講習（化学物質の製造事業場向け）2日講習

労働安全衛生法関連法規の改正に伴い、令和6年4月1日から化学物質の名称表示等対象化学物質について「化学物質管理者」選任が義務づけられました。

有機溶剤や特定化学物質のみが対象ではありません。製造業において使用する一般的な化学物質、建設業やサービス業等において使用する薬剤等についても対象となる可能性があり、自社で使用する薬剤等を確認・対応する必要があります。

この講習は、製造事業場向けの「専門的講習」になり、2日間の講習になります。

2日目の実習では、PCを利用しての実習があります。各自ノートPCを持参して下さい。持参できない場合は、受講できません。なお、会場には電源はありませんので、3時間以上稼働可能なノートPCの持参をお願いします。必要によりモバイルバッテリーも）

12月5日に開催した「1日講習」は、2時間で満員となりました。受講を希望される場合には、早めの対応をお勧めします。

2日間の専門的講習であり、どのような状況になるか予想は出来ませんが、申込み状況により、2月に2日間の追加開催を検討しています。

1月15日（月）

保護具着用管理責任者講習

安衛則等の改正により化学物質、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じん作業等において、一定の条件下で保護具の着用を行う場合に「保護具着用管理責任者」の選任が義務づけられました。保護具の選択から正しい着用等について適切な管理ができるよう必要な知識を学びます。

11月に開催した講習会は、ほぼ、即日で満員となりました。受講を希望される場合には、早めの対応をお勧めします。

1月16日（火）

新たな化学物質規制に関する説明会（山梨労働局合同開催）

＜修了証等は発行されない説明会です＞

化学物質の管理にかかる法改正については、ご承知かと思いますが、今回の改正は、「特別法規による規制から自律的管理へ」の大改正となります。

これにより化学物質対策は、企業の自律的管理に委ねられ、その結果「適切な自律的管理」が出来ずに災害等が発生した場合には、企業における責任は大きなものとなります。

今回、この分野における第一人者で、政府検討会の座長を務められた労働安全衛生総合研究所の城内博先生を講師にお迎えして、今回の改正の背景、今後、何が変わるのか、事業者はどのように対応していくのかなどを、わかりやすく解説していただきます。この機会に、積極的にご参加ください。

会場は山梨県立文学館になります。
申込みは、左のQRコードから。



1月17日（水）～18日（木）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

受講希望が多い講習会です。最近落ち着いてきましたが、最終的には満員となる講習会です。早めの申込みを推奨します。

1月22日（月）

酸素欠乏危険作業等特別教育

酸素欠乏危険作業等に従事させる場合には、事前に特別教育を実施しなければなりません。「酸素欠乏作業主任者がいるから大丈夫。」ではありません。ご注意ください。

実技があるため、定員は多くありません。受講希望の方は、早めのお申し込みを！
これまで年2回（7月、1月）実施していたこの特別教育は、来年度は、令和7年1月のみの1回となる予定です。必要な企業では計画的に受講させてください。

1月25日（木）

KYTリーダー養成研修

リスクアセスメントの実施に加え、現場でのKY活動も労働災害防止のためには重要な活動です。これまでなんとなく実施していた方には、演習等を通じて現場でのKY活動の進め方を身につけ、KY活動の推進役となり人材を養成します。

1月29日（月）～30日（火）

安全衛生推進者養成講習

新たに安全衛生推進者を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が10人以上50人未満の事業場です。

2月5日（月）～6日（火）

有機溶剤作業主任者講習

下記により、開催日を1日前倒して実施します。ご注意ください。

最近は、定員に達することが多いです。12月の講習会も最終的には、若干の空き程度になりました。

化学物質管理者専門的講習(2日講習)の追加開催検討について

1月開催の化学物質管理者講習の申込み状況により、以下のとおり、追加開催を検討しています。そのため、有機溶剤作業主任者講習を前倒してしています。開催の可否の確定は、12月中にHP上でお知らせします。

2月7日（水）～8日（木）

化学物質管理者専門的講習（化学物質の製造事業場向け）2日講習

2月14日（水）

自由研削といしの取替等特別教育

実習があるため、定員を増やせません。お早めの申込みを

2月15日（木）

テールゲートリフターの操作の業務にかかる特別教育（学科）

（テールゲートリフター教育A） 特別教育（学科）

この特別教育は、学科教育4時間、実技教育2時間の計6時間とされていますが、本教育では、学科教育のみを行います。（一般的な受講）

（テールゲートリフター教育B） 特別教育（学科）＋ 実技教育のポイント（実技教育担当者向）

上記の学科教育4時間に加え、2時間の実技教育が必要となるところですが、実技教育については、会社にあるテールゲートリフターを使用して、事業者にて関係法令、ガイドライン等をの安全作業を念頭に、「十分な知識を有する者」による教育が必要になります。

そのため、当会での学科教育終了後、日を改め、社内において実技教育を実施する際のポイントについて、1時間の追加講習を行います。

2月16日（金）

化学物質管理者専門的講習に準じる講習

（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

12月5日開催の「1日講習」は、受付開始後2時間で満員となりました。受講を希望される場合には、早めの対応をお勧めします。

2月19日（月）

安全活動に活かすリスクアセスメント(RA)と危険予知活動(KYT)

今年度新たな講習会です。リスクアセスメントの重要性はご承知のとおりですが、リスクアセスメントや日々の安全活動から得たリスク情報を共有し、自主的活動(KYT)へ繋げる実践方法について、講義や討議を含めて企業における安全活動に活かしていきます。労働災害が増加している昨今、先取りの安全活動に活かしてください

2月21日（水）～22日（木）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。
グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、
電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、本年**4月1日からは、食料品製造業、新聞業、
出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となっております。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早め
のお申し込みを！

2月27日（火）～28日（水）

産業用ロボット特別教育（学科）

ここでは、「教示等に関わる特別教育」、「検査等に関わる特別教育」の2業務の特別
教育を併せて行います。

学科のみの講習会ですので、実技教育は、各企業にて行っていただくことになります。

令和6年1月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、
12月8日（金）13時を予定しています。



申し込みには当たっては、山梨県労働基準協会連合会 HPでご確認ください。